

**最低制限価格制度・低入札価格調査制度
に関するガイドライン**

**令和 7 年 12 月
会計局契約・検査課**

1 趣 旨

このガイドラインは、最低制限価格制度実施要綱（平成 27 年 3 月 27 日付け 26 契検第 151 号）第 3 第 4 項及び低入札価格調査制度実施要綱（平成 28 年 1 月 4 日付け 27 契検第 98 号）第 4 第 4 項の規定により、予算執行者が、最低制限価格、調査基準価格（失格基準価格）を設ける際の基本的な考え方をまとめたものです。

2 制度の概要

地方公共団体が競争入札により契約を締結する場合には、地方自治法第 234 条第 3 項により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることとされています。

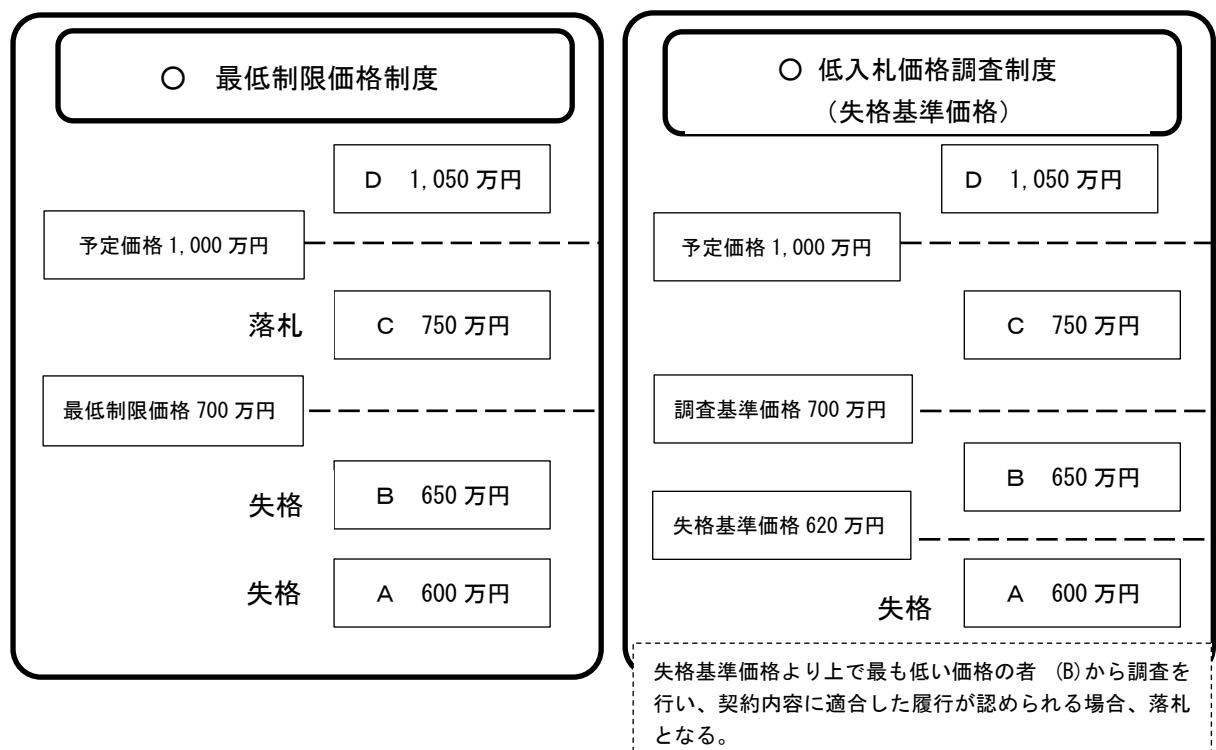
ただし、その例外として地方自治法第 234 条第 3 項ただし書において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とするとできるとされており、地方自治法施行令（以下、「政令」という。）第 167 条の 10 第 1 項及び第 167 条の 10 の 2 第 2 項（第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）において低入札価格調査制度、第 167 条の 10 第 2 項（第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）において最低制限価格制度が規定されています。

一方、随意契約においては、競争入札によらず任意に特定の者と契約する方式であることから、最低制限価格の設定はじまないものであると言えます。しかし、「長野県の契約に関する条例」の基本理念では「通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結を防止すること（中略）により、総合的に優れた内容のものとすること」と掲げており、随意契約のうち広く事業者に見積書の提出を求める公募型見積合せに限り、政令第 167 条の 10 第 2 項及び財務規則第 124 条に定める最低制限価格制度の規定を準用し、最低制限価格を設けることができることします。

【参考】最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の概要

	競争入札の原則	最低制限価格制度	低入札価格調査制度
根 拠	自治法 234③	自治法 234③ただし書、 自治法施行令 167 の 10、167 の 10 の 2	
対象事業	支出の原因となる契約	工事又は製造その他についての請負	
概 要	支出の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。	請負の契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。 あらかじめ定める最低制限価格未満の入札があった際に、契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めるとき。	調査基準価格未満の入札があった場合に、契約の内容に適合した履行がなされないと認めると、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認めると、著しく不適当であると認めると。
実施主体	国(会計法)、地方公共団体	地方公共団体	国(会計法)、地方公共団体

【イメージ図】



3 最低制限価格制度・低入札価格調査制度導入の検討・決定

(1) 平成 26 年 10 月に策定した「長野県の契約に関する取組方針」の「基本理念 2 総合的に優れた契約の締結」では「庁舎等の清掃業務及び警備業務などの「その他の契約」において、一般競争入札に係る最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する。」「印刷業務などの製造の請負において、最低制限価格制度の導入を検討する。」とされています。

この取組方針に沿って、「最低制限価格制度実施要綱」、「低入札価格調査制度実施要綱」及び本ガイドラインをもとに、本庁の部局長等が算定要領を策定し、各制度の導入や拡大を図っていきます。

各制度の導入に当たっては、適正な履行が通常見込まれない金額とする契約の締結防止の観点から、本庁の部局長等及び予算執行者において、これまでの落札率の状況等を把握した上で、十分検討を行ってください。

(2) 特定調達に該当する場合は、最低制限価格制度の導入及び失格基準価格の設定をすることはできません。

(3) 総合評価落札方式による入札では、最低制限価格制度を導入することはできません。

(4) 令和 8 年度以降の予算により実施する建築保全業務においては、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度の設定を原則とします。ただし、公募型見積合わせにおいては、事務の効率化の観点から低入札価格調査制度は採用しないものとします。

4 算定要領及び算定基準の策定

本庁の部局（企業局を含む。）、警察本部又は事務局の長等（以下「部長等」という。）は、共通業務の基準を統一する観点から、「最低制限価格制度実施要綱」及び「低入札価格調査制度実施要綱」に基づき算定要領を策定し、予算執行者は、予定価格に 10 分の 6 を乗じた額から 10 分の 8 を乗じた額までの範囲内となるよう、算定要領に従い最低制限価格算定基準又は調査基準価格（失格基準価格）算定基準を策定してください。

会計局が定めた「建築保全業務に係る最低制限価格・調査基準価格算定基準」を適用するものは、算定要領及び算定基準の策定を要しません。

また、建築保全業務以外の業務における人件費については、長野県の最低賃金に置き換えるなどの方法、経費については各業務の諸経費体系を基本に、最低限必要と思われる割合を積み上げることとし、最低制限価格又は調査基準価格（失格基準価格）の算定基準を策定してください。

なお、必要があると認めるときは、10 分の 6 を乗じた額から 10 分の 8 を乗じた額の範囲外で、最低制限価格又は調査基準価格（失格基準価格）算定基準を策定できるものとします。
(ただし、会計局長への事前協議が必要です。)

5 最低制限価格・調査基準価格（失格基準価格）の設定

予算執行者は、上記 4 で設定した各算定基準に基づき、対象契約の入札又は見積ごとに最低制限価格又は調査基準価格（失格基準価格）を設定してください。

6 会計局長への協議

部長等は、最低制限価格算定要領又は調査基準価格（失格基準価格）算定要領を策定しようとするときは、各実施要綱の様式1により、あらかじめ会計局長に協議してください。

また、10分の6を乗じた額から10分の8を乗じた額の範囲外で最低制限価格又は調査基準価格（失格基準価格）算定基準を策定しようとするときは、各実施要綱の様式2によりあらかじめ会計局長に協議してください。

7 制度の導入決定から契約までの流れ

（1）最低制限価格制度

① 最低制限価格制度の導入及び最低制限価格算定要領の検討

- 部局長等及び予算執行者は、これまでの落札率や業務の履行内容等を検討し、最低制限価格制度採用の可否を検討した上で、採用する場合、部局長等は、最低制限価格算定要領を策定します。
- 会計局が定めた「建築保全業務に係る最低制限価格・調査基準価格算定基準」を適用する場合は、算定要領及び算定基準の策定を要しません。

② 会計局長への協議

- 部長等は、最低制限価格算定要領策定協議書（様式1）により、最低制限価格算定要領について会計局長へ協議を行い、承認を受けます。

③ 最低制限価格制度の採用決定及び算定基準の策定

- 予算執行者は、最低制限価格制度の採用を決定し、最低制限価格算定基準を策定します。

④ 会計局長への協議

- 予算執行者は、10分の6を乗じた額から10分の8を乗じた額の範囲外で最低制限価格算定基準を策定しようとするときは、最低制限価格設定協議書（様式2）により、最低制限価格算定基準について会計局長へ協議を行い、承認を受けます。

⑤ 予定価格の算定

- 予算執行者は、積算基準等に基づき、予定価格を算定します。

⑥ 最低制限価格の算定

- 予算執行者は、最低制限価格算定基準に基づき、最低制限価格を算定します。

⑦ 最低制限価格の決定

- 予算執行者は、最低制限価格の設定額を決定します。

⑧ 請負人等選定委員会の審議

- 予算執行者は、長野県建設工事請負人等選定委員会の審議に付します。

⑨ 事前審査

- 予算執行者は、財務規則による出納機関の事前審査を受けます。

⑩ 予定価格調書の作成

- 予算執行者は、予定価格調書に予定価格、最低制限価格を明記します。

予 定 価 格 調 書

予定価格 (最低制限価格)	円 (円)
入札書比較価格 (最低制限価格)	円 (円)

下記の入札に係る予定価格を上記のとおり定める。

⑪ 入札・見積公告、入札・公募型見積合わせ説明書への明記

- 予算執行者は、入札・見積公告、入札・公募型見積合わせ説明書に最低制限価格を設定することを明記します。

【入札・見積公告例】

- 当該入札（見積合わせ）においては、最低制限価格を設定し、落札者（採用決定者）を決定することとします。

【入札・公募型見積合わせ説明書例】

- 当該入札（見積合わせ）においては、最低制限価格を設定しています。
- 最低制限価格を下回る入札を行った者（見積書提出者）は、予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札者（見積書提出者）であっても、落札者（採用決定者）とはなりません。
- 最低制限価格を下回る入札を行った者（見積書提出者）は、再度以降の入札に参加（2回目以降の見積書の提出は）できません。

⑫ 入札・見積合わせ、契約

- 予算執行者は入札・見積合わせを実施し、契約を締結します。

⑬ 結果の公表

- 予算執行者は、長野県公式ホームページに入札・見積結果の公表を行います。

(2) 低入札価格調査制度

① 低入札価格調査制度の導入及び調査基準価格（失格基準価格）算定要領の検討

- 部局長等及び予算執行者は、これまでの落札率や業務の履行内容等を検討し、低入札価格調査制度採用の可否を検討した上で、採用する場合、部局長等は、調査基準価格（失格基準価格）算定要領を策定します。
- 会計局が定めた「建築保全業務に係る最低制限価格・調査基準価格算定基準」を適用する場合は、算定要領及び算定基準の策定を要しません。

② 会計局長への協議

- 部長等は、調査基準価格（失格基準価格）算定要領策定協議書（様式1）により、調査基準価格（失格基準価格）算定要領について会計局長へ協議を行い、承認を受けます。

③ 低入札価格調査制度の採用決定及び算定基準の策定

- 予算執行者は、低入札価格調査制度の採用を決定し、調査基準価格（失格基準価格）算定基準を策定します。

④ 会計局長への協議

- 予算執行者は、10分の6を乗じた額から10分の8を乗じた額の範囲外で調査基準価格（失格基準価格）算定基準を策定しようとするときは、調査基準価格（失格基準価格）策定協議書（様式2）により、調査基準価格（失格基準価格）算定基準について会計局長へ協議を行い、承認を受けます。

⑤ 予定価格の算定

- 予算執行者は、積算基準等に基づき、予定価格を算定します。

⑥ 調査基準価格（失格基準価格）の算定

- 予算執行者は、調査基準価格（失格基準価格）算定基準に基づき、調査基準価格（失格基準価格）を算定します。

⑦ 調査基準価格（失格基準価格）の決定

- 予算執行者は、調査基準価格（失格基準価格）の設定額を決定します。

⑧ 請負人等選定委員会の審議

- 予算執行者は、長野県建設工事請負人等選定委員会の審議に付します。

⑨ 事前審査

- 予算執行者は、財務規則による出納機関の事前審査を受けます。

⑩ 予定価格調書の作成

- 予算執行者は、予定価格調書に予定価格を明記します。併せて、調査基準価格（失格基準価格）を記すこともできます。

(例)

予 定 価 格 調 書

予定価格	円
(調査基準価格	(
(失格基準価格))	円)
入札書比較価格	円
(調査基準価格	(
(失格基準価格))	円)

下記の入札に係る予定価格を上記のとおり定める。

⑪ 入札公告、入札説明書への明記

- 予算執行者は、入札公告、入札説明書に調査基準価格（失格基準価格）を設定する

こと等を明記します。

【入札公告例】

- ・当該入札においては、調査基準価格（失格基準価格）を設定し、落札者を決定することとします。

【入札説明書例】

- ・当該入札においては、調査基準価格を設定しています。
- ・調査基準価格を下回った入札者は、最低価格の入札者であっても落札者とならない場合があります。
- ・調査基準価格を下回った入札者は、入札後に、当該入札価格の根拠となる詳細資料を提出しなければなりません。
- ・調査基準価格を下回った入札者は、事後の事情聴取等に協力しなければなりません。

【失格基準価格を設定した場合】

- ・当該入札においては、失格基準価格を設定しています。
- ・失格基準価格を下回った入札者は、最低価格の入札者であっても落札者とはなりません。

⑫ 入札・落札候補者等への通知

- ・予算執行者は入札を実施し、調査基準価格を上回る入札者が落札候補者になった場合は、落札候補者に落札した旨を通知（様式3）するとともに、その旨を長野県公式ホームページに公表します。（以下、公表については、長野県公式ホームページにおいて行います。）
- ・調査基準価格を下回る入札者が落札候補者となった場合は、落札候補者となり低入札価格調査を行う旨を通知（様式4）するとともに、その旨を公表します。

【失格基準価格を設定した場合】

- ・失格基準価格を下回る入札者がいる場合は、その旨を公表します。

⑬ 低入札価格調査審査委員会の設置・調査の実施

- ・予算執行者は、調査基準価格を下回る入札者がある場合、低入札価格調査審査委員会を設置し、落札候補者に係る低入札価格調査を実施します。

【委員会の構成等】

- ・委員会は5人程度で組織します。
- ・委員長、副委員長を置き、委員等は、予算執行者が次の表を標準として指名します。

発注機関	委員長	副委員長	委 員
本庁の場合	業務等主管 課長	業務等主管課 課長補佐	業務等主管課又は業務 等関係課の職員
現地機関の場合	現地機関の長	業務等担当課長	業務等担当課又は業務 等関係課の職員

- 予算執行者は、低入札価格調査の実施のために、次に掲げる内容について、落札候補者に根拠資料の提出を求め、事情聴取を行い、関係機関への照会等を行います。
 - ① 入札価格の理由又は根拠
 - ② 従事者の資格及び具体的な採用見通し
 - ③ 資機材・消耗品等の保有状況又は調達見通し
 - ④ 履行中の同種業務の状況
 - ⑤ 同種業務の実績
 - ⑥ 経営状況
 - ⑦ その他必要な事項

⑭ 低入札価格調査後の手続

- 委員会による調査の結果、落札候補者により契約の内容に適合した履行がされないと認められるとき、予算執行者は、落札候補者に落札した旨を通知（様式5）するとともに、その旨を公表します。
 - 落札候補者により契約の内容に適合した履行がされないと認められるとき、予算執行者は、落札候補者に失格となった旨及びその理由を通知（様式6）するとともに、他に落札候補者となった者がいる場合は、再度⑫からの手続を実施します。
- また、他に落札候補者となる者がいない場合は、落札者がいなかった旨を公表します。

⑮ 契約の締結

- 予算執行者は、契約を締結します。

⑯ 入札結果等の公表

- 予算執行者は、長野県公式ホームページに入札結果等の公表を行います。